国際会計基準審議会公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」に寄せられた各国会計基準設定組織のコメントレター分析

安　井　一　浩

1　本論文の目的

本論文は，2010年５月11日に国際会計基準審議会（The International Accounting Standards Board 以下：IASB）から公表された公開草案「金融負債に関する公正価値オプション（Exposure Draft: Fair Value Option for Financial Liabilities）」（IASB. 2010a）（以下：公開草案（2010））に対して各国の会計基準設定組織から寄せられたコメントレターの内容について分析を行うものである。

筆者は（安井一浩2012a）において公開草案（2010）に対する137通の全てのコメントレターについて分析を行い，回答者の属性の分類および質問１から質問10までの回答について定量的な集計を行った。また回答の集計結果と IAS 第39号および IFRS 第９号の改訂内容との対応についての考察を行った。特に「7.2 回答の分散」（安井一浩2012a.96）では，会計士業界団体および会計士事務所ならびに会計基準設定組織といった会計の専門家を構成員とする組織においても，回答内容が分散する点を指摘した。そこでは会計基準がどうあるべきかの判断について「普遍的な判断基準が存在しない」（安井一浩2012a.97）という仮説を提示している。

また筆者は（安井一浩2012b）において，これまで IASB および前身の国際会計基準委員会（The International Accounting Standards Committee: 以下 IASC）が金融負債の評価について公表した討議資料，公開草案などの資料に基づき，どのような議論を行ってきたのかを採り上げその論点を整理するとともに，その考え方の根拠について分類を行った。そこでは根拠をまず⑴ 論理的根拠と⑵ 実証的根拠とに分類している。このうち前者を ⑴-1 普遍的論理的根拠と ⑴-2 不完全論理的根拠とに分類している。⑴-1 普遍的論理的根拠

は論理的に証明され，いかなる場合においても成立することを根拠とする場合であり，(1)-2 不完全論理的根拠は論理的に証明されていない場合である。また後者を (2)-1 定量的実証的根拠と (2)-2 不完全実証的根拠に分類している。(2)-1 定量的実証的根拠は，根拠が具体的な事実あるいは数値によって示されている場合であり，(2)-2 不完全実証的根拠は，具体的な数値などを欠く場合であるとしている（安井一浩2012b.8-10）。その後，検討の結果，金融負債の評価に関するそれぞれの考え方の根拠は，いずれも (1)-2 不完全論理的根拠か (2)-2 不完全実証的根拠であった（安井一浩2012b.37）。

先に会計の専門家を構成員とする組織の回答において「普遍的な判断基準が存在しない」（安井一浩2012a.97）という仮説を挙げた。ここでの「判断基準」とは「根拠」のことであるというのが筆者の意図である。そのため「普遍的な判断基準が存在する」のであれば，根拠は (1)-1 普遍的論理的根拠となる。すなわち (1)-2 不完全論理的根拠および (2) 実証的根拠によっているのであれば「普遍的な判断基準が存在しない」ということになる。したがって IASC および IASB が公表した資料の中での議論の範囲では，「普遍的な判断基準が存在しない」という仮説が検証されたものと解される。

本論文では，会計の専門家を構成員とする組織のなかで会計基準設定組織から公開草案（2010）に寄せられたコメントレターをもとに，金融負債の評価方法および自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の表示方法に関する回答に焦点を当て，上記の分類に基づいて検討を加えた。これにより各国の会計基準設定組織の判断において，普遍的な判断基準が存在するか否かについて検討を試みるものである。

なお本論文はコメントレターのなかの根拠についての検討を行っている。これは普遍性の検討のために各根拠の反証可能性に基づいて検討するものである。従って特定の理論あるいは考え方に基づいて検討するものではない。

2　分析対象および分析方法

2.1 分析対象

本論文では IASB のホームページに公開されている公開草案（2010）に対するコメントレターのうち，（表 2-1）に示した18ヶ国の会計基準設定組織から寄せられたものを分析対象とするものである。

（表 2-1）

No	組　織　名　称	組織名称（日本語訳）
CL4	Israel Accounting Standards Board	イスラエル会計基準審議会
CL5	Swedish Financial Reporting Board	スウェーデン財務報告審議会
CL6	Accounting Standards Board	会計基準審議会（イギリス）
CL9	Austrian Financial Reporting and Auditing Committee	オーストリア財務報告監査委員会
CL25	Dutch Accounting Standards Board	オランダ会計基準審議会
CL26	Accounting Standards Committee of Germany	ドイツ会計基準委員会
CL38	Autorite Des Normes Comtables	会計基準局（フランス）
CL59	China Accounting Standards Committee	中国会計基準委員会
CL61	Accounting Standards Board of Japan	企業会計基準委員会（日本）
CL67	Australian Accounting Standards Board	オーストラリア会計基準審議会
CL74	Instituto De Contabilidad y Auditoria De Cuentas	会計監査局（スペイン）
CL90	Accounting Standards Board	会計基準審議会（カナダ）
CL103	Norwegian Accounting Standards Board	ノルウェー会計基準審議会
CL114	Malaysian Accounting Standards Board	マレーシア会計基準審議会
CL116	Organismo Italiano di Contabilità	イタリア会計機構
CL122	Singapore Accounting Standards Council	シンガポール会計基準審議会
CL128	Korea Accounting Standards Board	韓国会計基準審議会
CL138	Consejo Mexicano para la Investigación y Desarrollo de Normas de Información Financiera	メキシコ財務報告基準調査審議会

2.2 分析方法

上記「1．本論文の目的」でも示したように，本論文では上記「2.1 分析対象」で挙げた各国の会計基準設定組織から，公開草案（2010）のなかで，金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動に関する質問 1 から質問 3 および質問 6 に対して寄せられた回答について，(1)-1 普遍的論理的根拠，(1)-2 不完全論理的根拠，(2)-1 定量的実証的根拠および(2)-2 不完全実証的根拠のいずれの根拠に基づくものであるのかを検討するものである。各質問の原文については公開草案（2010）の英語版あるいは日本語版または（安井一浩2012a.78-79）を参照されたい。

3　質問事項および検討

3.1 金融負債の評価および表示方法の分類

質問 1 は公正価値オプションの指定を受けた金融負債について，信用リスクの変動に起因する公正価値の変動部分を損益に反映させるべきではないことへの賛否を問うものであ

る。質問２は，損益計算にミスマッチを生じさせる場合には，質問１の扱いに代えて損益に当該部分を反映させ，そうでない場合には，質問１と同じ扱いを行うべきか否かを問うものである。また質問３は，信用リスクの変動に起因する公正価値の変動部分をその他の包括利益に表示すべきか否か，質問６は当該部分を資本（持分）に直接，表示すべきか否かを問うものである。

筆者は（安井一浩2012a. 83-85）において，質問１および質問２については単純に賛成か反対かでは，回答者の意図を判断することができない点を指摘した。詳細は当該論文に譲るが，質問３および質問６もふまえて，公正価値オプションの指定を受けた金融負債の評価および公正価値の変動部分の表示について再整理を試みたものが（図 3-1）である。各分類のあとの（B-1），(a)などは筆者が付した分類記号である。

なおコメントレターの中には売買目的の負債について言及しているものもあるが，公開草案（2010）で対象とはしていない。そのため売買目的負債についてはここでは含めていない。

（図 3-1）

（ｉ）金融負債の評価について

- ・公正価値評価を全面的に認めない（A）
- ・凍結信用方式[1)]
  - ・常に信用リスクの変動に起因する部分を含めない（全面凍結信用方式）（B-1）
  - ・一定の条件のもと，信用リスクの変動に起因する部分を含めない（条件付凍結信用方式）（B-2）
- ・全面的な公正価値評価を認める
  - ・無条件に公正価値評価を認める（C-1）
  - ・一定の条件のもと，公正価値評価を認める（C-2）

（ii）信用リスクの変動に起因する公正価値の変動部分の表示について

- ・全額損益で表示する（a）
- ・その他の包括利益で表示する
  - ・常にその他の包括利益で表示する（b-1）
  - ・一定の条件のもと，その他の包括利益で表示する（b-2）
- ・持分を直接加減する（c）

この分類に従えば，2010年改正前のIAS 第39号は（C-2,a）である。（2010年版 IAS 39.

pa-r.9,par55)。また公開草案（2010）の提案内容は（C-2,b-1）であり[2)]（公開草案（2010).p 13.par.2），2010年改正後の IFRS 第 9 号は（C-2,b-2）である（2011年版 IFRS9.pars.5.7.7-5.7.8)。

なお金融負債の評価について「公正価値評価を全面的に認めない（A)」および「信用リスクの変動を含めない（全面凍結信用方式）（B-1)」の各方針を採る各場合，信用リスクの変動に起因する公正価値の変動部分を認識しないために，（ⅱ)金融負債の評価額の変動部分の表示についての部分は，該当なしとなる。そのため例えば（B-1, －）という表示を行った。また意見を示していない場合にも該当なしと同様の表記とした。

また公開草案（2010）では，金融負債の評価について一定の条件のもと公正価値評価を認める内容となっている。上記で示したように（図 3-1）の分類では C-2 である。そのため回答においてこの点について特に意見を示さずに，信用リスクの変動に起因する公正価値の変動部分の表示について何らかの意見を示している場合には，C-2 に分類している。

3.2 金融負債の評価および公正価値の変動部分の表示の方針に関する回答の分類

以上の方法により，金融負債の評価および公正価値の変動部分の表示の方針に関する，会計基準設定組織からの回答を分類したものが（表 3-1）である。

3.3 質問 1，質問 2 および質問 3 の根拠の分類

各国の会計基準設定組織から寄せられた回答に示された根拠の分類結果は以下のとおりである。回答の原文はすべて英語であるが筆者が日本語に訳したものであるが，一部の略語については適宜筆者が括弧書きで補足している。なお質問 6 については後述するためここでは触れていない。

・CL4 イスラエル会計基準審議会

質問 1 に対して「反対」（CL4.p2）している。また「信用リスクの変動に起因する公正価値の変動は，損益で認識すべきである」（CL4.p2）としている。

（根拠）

「我々の意見では，しばらくの間，その他の包括利益の使用は拡大すべきではない。その他の包括利益項目は，特にリサイクルされる項目において，財務諸表の重要な質的性質の一つである理解可能性を損なう。それらは，概念的な基礎を欠き，財務諸表利用者に対する利点がない。」（CL4.p1）

（表 3-1）

№	組織名称（日本語訳）	分類
CL4	イスラエル会計基準審議会	(C-2, a)
CL5	スウェーデン財務報告審議会	(B-1, －)
CL6	会計基準審議会（イギリス）	(C-2, b-1)
CL9	オーストリア財務報告監査委員会	(A, －)
CL25	オランダ会計基準審議会	(C-2, b-1)
CL26	ドイツ会計基準委員会	(B-2, b-1)
CL38	会計基準局（フランス）	(B-1, －)
CL59	中国会計基準委員会	(C-2, b-1)
CL61	企業会計基準委員会（日本）	(C-2, b-1)
CL67	オーストラリア会計基準審議会	(C-2, －)
CL74	会計監査局（スペイン）	(C-2, b-1)
CL90	会計基準審議会（カナダ）	(C-2, a)
CL103	ノルウェー会計基準審議会	(C-2, －)
CL114	マレーシア会計基準審議会	(C-2,b-2)
CL116	イタリア会計機構	(B-1,－)
CL122	シンガポール会計基準審議会	(C-2,－)
CL128	韓国会計基準審議会	(C-2, b-2)
CL138	メキシコ財務報告基準調査審議会	(C-2,b-1)

（分類）不完全実証的根拠／不完全論理的根拠

その他の包括利益項目が「理解可能性を損なう」という事実について，その根拠となる具体的な事実，数値が示されていない。また「財務諸表利用者に対する利点がない」ことについても同様にその根拠となる具体的な事実，数値が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

なおその他の包括利益項目について「概念的な基礎を欠く」としている。確かにその他の包括利益は，当時のフレームワークに規定がない。また当時の IAS 第１号「財務諸表の表示」（IAS1: Presentation of Financial Statements）においても「その他の包括利益は，他の IFRSs において要求もしくは許容されている，損益において認識されない（再分類調整を含む）収益または費用項目からなる。」（2010年版 IAS1. par7）とし，続けて他の IAS および IFRS の規定を列挙しており概念的な基礎は示していない。しかし「概念的な基礎を欠く」ために反対するとあるが概念的な基礎がないものに対して判断はできない。したがって「その他の包括利益の使用は拡大すべきではない。」という公開草案（2010）以前の使用を許容するような表現ではなく，回答を保留すべきであった。この点において

不完全論理的根拠であるといえる。

・CL5 スウェーデン財務報告審議会

個別の質問に回答していないが，「凍結信用方式が採用されなかったことに対して，我々は大いに失望した」（CL5.p1）としている。また凍結信用方式の適用条件を示していないことから全面的に凍結信用方式を支持していると解される。

（根拠１）

「信用品質の下落時に，純資産に好影響をあたえる利得を認識するためである。」（CL5.p1）

（分類）不完全論理的根拠

ここでは，なぜ「信用品質の下落時に，純資産に好影響をあたえる利得を認識する」（CL5.p1）ことが望ましくないのかの理由が説明されていない。おそらく「損失の発生」による「信用品質の下落」が「当該企業にとって悪いこと」であり，逆に「悪いことが起きた場合」に「利得を認識する」ことが望ましくないという理由付けであると推測される。この議論は「直観に反する」ために「信用品質が悪化したとき」に「利益を計上すべきではない」という議論と同じ根拠であると考えられる。

この点について筆者は（安井一浩2012b.24）において，必ずしも逆が論理的に成立しないとの見解を示した。すなわち「損失が発生し財政状態が悪化」することにより，「信用品質が下落する」場合において，逆の「信用品質が下落する」と「損失が発生する」ことが必ず成立するとは限らないというものである。この点から不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠２）

「自身の信用格差が実現可能でない場合に懸念されることは，契約上のキャッシュ・フローの価値が現在の信用リスクを反映するか否かにかかわらず，企業は名目上の負債額を返済することを求められることである。」（CL5.p1）

（分類）不完全論理的根拠

例えば債券の買戻しにより自身の信用格差が実現可能である場合について，言及されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

・CL6 会計基準審議会（イギリス）

質問１に対して「賛成」（CL6.p3. Appendix.par1）し，質問２に対して「自己の信用リスクの変動は損益勘定で認識すべきでない」（CL6.p3. Appendix.par2）としている。また質問３に対して「賛成」（CL6.p.3. Appendix.par3）している。これらの点から公開草案（2010）の提案に賛成していると解される。ただし一方で「その他の包括利益の目的を検討し，そこにおける利得と損失の認識に関する基準を確立することを，IASB に推奨する」（CL6.p3. Appendix.par3）としている。

（根拠１）

「公正価値で計上される負債について，自己の信用リスクの変動の損益勘定での認識は，直観に反する会計であり意思決定に有用な情報を提供しない。」（CL6.p3. Appendix.par1）

（分類）不完全論理的根拠／不完全実証的根拠

質問１に対する回答の根拠である。上記 CL5 の（根拠１）の（分類）に示した通り，必ずしも逆が論理的に成立しないことから不完全論理的根拠であるといえる。また誰の直観に反するのかについても示されていない。これらの点から不完全論理的根拠でもあり不完全実証的根拠であるといえる。

（根拠２）

「損益勘定で自身の信用リスクの変動を認識することが，利用者に有用な情報を提供するものではない」（CL6.p3. Appendix.par2）

（分類）不完全実証的根拠

質問２に対する回答の根拠である。有用な情報を提供しないことについて，具体的な事例，資料が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

・CL9 オーストリア財務報告監査委員会

各質問への回答の前に「希な状況（例えば売買目的のポートフォリオ）を除いて，予定償還額を下回る額で負債を公正価値評価することに，我々は概して反対である」（CL9.p2）。としている。また質問１には「賛成」（CL9.p2）し質問２には「この選択肢は必要ない」（CL9.p2）としている。なお質問３には「賛成」（CL9.p2）している。

（根拠）

「実際の将来キャッシュ・フローについて，大いに誤った方向に，財務諸表利用者が導かれるかもしれない」（CL9.p2）

（分類）不完全実証的根拠

公正価値評価に反対する根拠であるが，誤った方向に導かれる財務諸表利用者の具体的な事例，資料が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

・CL25 オランダ会計基準審議会

質問１に「概して賛成」（CL25.p3）している。ただし質問２の回答において，会計上の不一致に対しては「原則は，そのような状況において，不一致を打開するために基準から逸脱することを，認められるようにすべきである。」としている（CL25.p3）。また質問３に対しては「賛成」（CL25.p3）している。なおいずれもその根拠を示していない。

・CL26 ドイツ会計基準委員会

質問１および質問２の回答として「自己の信用リスクの変動を考慮すべきではない」（CL26.p3）としているが，「経営者が，満期前に公正価値変動から利得および損失を実現するために，債権者と負債を決済する意図と能力を持つ場合（早期決済）。」（CL26.p3）は除くとしている。このため条件付凍結信用方式を支持していると解される。また「負債の信用リスクの変動に起因する公正価値変動部分を，その他の包括利益に表示することは，概念的な観点から説得力があるものではない。しかし調査された他の可能な方法の困難さを我々は認識しており，提案は唯一の次善の策を示すものであると考える。」（CL26.p4）としている。

（根拠１）

「企業が金融負債を，損益を通して評価すると指定した場合，早期決済の意図は多くの場合において存在しない。それゆえこのような場合に，負債の信用リスクの変動は損益に影響させるべきではない」（CL26.p3）

（分類）不完全論理的根拠／不完全実証的根拠

質問１および質問２への回答の根拠である。早期決済の意図が存在する場合について示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。また多くの場合がどの程度で

あるかの数値が示されていない。この点から不完全実証的根拠であるといえる。

（根拠２）

「負債の信用リスクの変動に起因する公正価値変動部分を，その他の包括利益に表示することは，概念的な観点から説得力があるものではない。しかし調査された他の可能な方法の問題点を我々は認識しており，提案は唯一の次善の策を示すものであると考える。」（CL26. p4）

（分類）不完全論理的根拠

質問３への回答の根拠である。概念的な観点が何であるのかが示されていない。また調査された他の可能な方法の問題点について示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

・CL38 会計基準局（フランス）

質問１および質問２の回答で「損益で自身の信用リスクの変動の影響を認識することに反対する」（CL38. p3）としている。また質問３の回答で「信用リスクに起因する公正価値変動部分を，その他の包括利益で認識する方法に反対する」（CL38. p3）としている。さらに「結論として『凍結信用』方式が最も適切である」（CL38. p4）としている。

以下の（根拠１）から（根拠５）は前者の損益に影響させるべきではない根拠であり，（根拠６）から（根拠９）は後者のその他の包括利益で表示すべきではない根拠である。

（根拠１）

「破産の可能性を反映した企業の自己の信用リスクを考慮することは，財務諸表の表示および作成のためのフレームワーク第23項の継続企業の仮定に相反する。」（CL38. p3）

（分類）不完全論理的根拠

自己の信用リスクは第三者からの評価の問題であり，直接的に継続企業の仮定に反するものではないといえる。信用リスクを考慮すること自体を排除するべきであるとするならば，当初認識時おいても排除すべきである。しかし凍結信用方式を支持しておりそこでは排除する方法を支持していない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠２）

「企業の信用格付の下落が目先の利益を生じさせる事実は，企業が通常は自身の負債の決済に関して，裁量権を持たないであろうため，直観に反する。またそれは破産状態に向かう会社が，支払能力および収益性があるように見せるという誤解を招く効果を有する。」（CL38.p3）

（分類）不完全論理的根拠／不完全実証的根拠

例えば証券市場において債券の買戻しが可能な場合など，企業が自身の決済に関して裁量権を持つ場合も存在する。これらの場合について示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。また直観に反するという根拠については，上記 CL6 の（根拠）の（分類）に示したように不完全論理的根拠でもあり不完全実証的根拠であるといえる。

（根拠３）

「そのような状況は，その義務からのキャッシュ・アウト・フローの金額，時期および不確実性を評価する目的において，利用者にとって意思決定に有用な情報となる結果とはならない。また実際には，利用者は一般的に，自己の信用リスクの変動の影響を除外していることを，我々は指摘する。」（CL38.p3）

（分類）不完全実証的根拠

具体的に「意思決定に有用な情報となる結果とはならない」場合および「「自己の信用リスクの変動の影響を除外している」場合の具体的な事実，数値が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

（根拠４）

「自己の信用リスクの変動の影響は，企業の内部管理活動および業務の変化を反映し，また少なくとも部分的には，現在の会計基準では記録されない内部創出のれんの変動を反映するかもしれない。これは公開草案の中でも指摘されたように，会計上の不一致を発生させる。」（CL38.p3）

（分類）不完全実証的根拠

ここで示された状況について具体的な事実，数値が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

（根拠５）

「規制当局が資本規制のために，自己の信用リスクの影響を無効にするような慎重なフィルターを使用するという事実とも一貫する。」（CL38.p3）

（分類）不完全実証的根拠／不完全論理的根拠

ここでは自己資本規制が行われている銀行などを想定していると考えられる。しかし具体的にどの程度の割合の規制当局が，このような取扱いをしているのかについて触れられていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。また資本規制が行われない業態について触れられていない。この点から不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠６）

「審議会によって強調される直観に反する影響は，純利益からその他の包括利益に移されただけで，財務諸表に残ったままである。そのため利用者は公正価値測定から，自己の信用リスクの影響を除外すると主張している。さらに資本規制のために，その他の包括利益における自身の信用リスクの影響を無効とする慎重なフィルターを，規制当局は維持する。これらの利用者および規制当局による調整は，自身の信用リスクの影響が，財務諸表において有用ではなく，開示でのみ提供されるべきであることを示している。」（CL38.p3-p4）

（分類）不完全実証的根拠

ここで示されている利用者および規制当局の調整を行うという行動について，具体的な事実，数値が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

（根拠７）

「これはその他の包括利益の過度の変動をもたらす。」（CL38.p4）

（分類）不完全実証的根拠／不完全論理的根拠

過度の変動について具体的な事実，数値が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。また「過度」の定義が示されていない。さらに過度の変動をもたらすことが望ましくない根拠が示されていない。この点から不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠８）

「IASB は，より異質で混乱させる要素をその他の包括利益に加えることとなる。」（CL38. p4）

（分類）不完全論理的根拠

ここで示された「異質で混乱させる要素」の定義がなされていない。またそのような要素をその他の包括利益に加えることが望ましくない根拠が示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠９）

「自身の信用リスクの変動が有用であると，一部の利用者が考えるならば，注記でその情報を提供することが，適切であり要求に適合する。」（CL38. p4）

（分類）不完全論理的根拠／不完全実証的根拠

ここで示された「注記でその情報を提供すること」が「適切」であることについて根拠が示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。また「要求に適合する」ことについて具体的な事実，数値が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

・CL59 中国会計基準委員会

質問１に「賛成」（CL59. p4）し，質問２に「賛成しない」（CL59. p4）としている。また質問３には「賛成」（CL59. p4）している。これらの回答から公開草案（2010）の提案に賛成していると解される。提案に賛成する根拠は示していないが，代替案に反対する以下の根拠を示している。

（根拠１）

「ａ. 実務上，負債の信用リスクの変動から不一致が起きる可能性はほとんどない。」（CL59. p4）

（分類）不完全実証的根拠／不完全論理的根拠

質問２に対する回答の根拠である。不一致が起きる場合について具体的な事実，数値が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。また不一致が起きる場合に

ついて示されていない。この点から不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠２）

「ｂ.会計上の不一致は,「指定」を通して全体としては取り除くことはできない。財務諸表利用者にとって，会計上の不一致を取り除くか軽減した結果の情報よりも，負債の信用リスクの変動を反映した情報の方がより有用である。」（CL59.p4）

（分類）不完全実証的根拠

質問２に対する回答の根拠である。ここで示された場合について具体的な事実，数値が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

（根拠３）

「ｃ.提案された代替案は，金融商品会計の複雑さを増加させるであろう。」（CL59.p4）

（分類）不完全実証的根拠／不完全論理的根拠

質問２に対する回答の根拠である。ここで示された複雑さを増す場合について具体的な事実，数値が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。また複雑さを増加させることが望ましくないということについて，その根拠が示されていない。この点から不完全論理的根拠であるといえる。

・CL61 企業会計基準委員会（日本）

質問１には「賛成」（CL61.p2.par5）し質問２には「賛成しない」（CL61.p3.par6）としている。また質問３には「現時点で賛成」（CL61.p3.par7）している。これらの回答から公開草案（2010）の提案に賛成していると解される。しかし質問１の回答の中で「公正価値を基準として管理され実績が評価される金融商品に公正価値オプションを適用する場合に，財務諸表内において企業経営の内容を反映するために，自己の信用リスクの変動に起因する部分を含めて，公正価値変動部分を損益に表示することは適切であると考える。」（CL61.p2.par5）としている。また質問３の回答の中で，自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動部分を，その他の包括利益に表示ことに賛成する根拠を示していないが「OCI（その他の包括利益）の性質を明確にする努力は将来的に必要であろう。」（CL61.p3.par7）としている。

（根拠１）

「負債が売買目的である場合を除いて，損益において自身の信用リスクに起因する公正価値変動を認識することは，有用な情報を提供しないと考える。」（CL61.p2.par5）

（分類）不完全実証的根拠

質問１に対する回答の根拠である。ここで「有用な情報を提供しない」としているが，具体的な事実，数値が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

（根拠２）

「金融資産と金融負債の価値がリンクする場合を，我々は認識しているが，ほとんどの場合において，自身の信用リスクに起因するようではない。そのため質問２で尋ねられているような方法が効果的であるとうことは，極めて希であると考え」（CL61.p3-p4.par6）

（分類）不完全実証的根拠／不完全論理的根拠

質問２に対する回答の根拠である。ここで「ほとんどの場合」あるいは「極めて希である」としているが，具体的な事実，数値が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。また自身の信用リスクに起因して金融資産と金融負債の価値がリンクする場合について示されていない。この点から不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠３）

「複雑さを軽減する観点からもまた代替案には賛成しない。」（CL61.p3.par6）

（分類）不完全論理的根拠

質問２に対する回答の根拠である。代替案は，損益計算にミスマッチを生じさせる場合において，例外として自己のリスクの変動に起因する公正価値の変動部分を，損益に表示する方法である。確かに提案の内容に比べて複雑であるといえる。しかし相対的な問題と考えられる。より有用な情報を提供するという点を勘案して，絶対的に軽減する必要があるか否かについて論じられていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

・CL67 オーストラリア会計基準審議会

個々の質問ごとに回答はしていないが，公開草案（2010）に関して「IASB の提案を支持

していない」（CL67. AppendixA. p2. par7）としている。また「OCI（その他の包括利益）における項目の表示の包括的な見直しに着手するまで，測定基準としての FVTOCI（その他の包括利益を通して公正価値で評価する方法）の利用を拡張すること，あるいは信用リスク変動に起因する公正価値変動の表示について，IASB を支持しない」（CL67. AppendixA. p3. par11）としている。

さらに「公開草案（2010/4）の提案を進める前に，IASB が以下の基礎的な疑問を検討し対処することを AASB（オーストラリア会計基準審議会）は強く勧める。(a) OCI の目的が何であるのかと「収益」との区別。(b) OCI において表示される項目の性格と意味が何であるのか。(c) OCI から損益にリサイクリングすべきか逆もあるのか。またそうであればリサイクリングに適するために，項目が持つ必要がある性質とはなにか。」（CL67. AppendixA. p4. par14）としている。そのため金融負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動部分の表示については，回答を保留していると解される。

（根拠１）

「提案は時価で計上される負債全体にわたる測定基準の適用と，損益および個々に明確な既知の測定属性のない OCI（その他の包括利益）における金額の測定の適用との間で矛盾をもたらすであろう。属性が明確でなければ認識額の意味を説明することはできない。」（CL67. AppendixA. p2. par7）

（分類）不完全論理的根拠

その他の包括利益の属性が明確でないために公開草案（2010）の提案に反対するとしている。しかし一方で「OCI（その他の包括利益）における項目の表示の包括的な見直しに着手するまで，測定基準としての FVTOCI（その他の包括利益を通して公正価値で評価する）の利用を拡大すること，あるいは信用リスク変動に起因する公正価値変動の表示について，AASB（オーストラリア会計基準審議会）は IASB を支持しないであろう。」（CL67. AppendixA. p3. par11）としている。CL4 イスラエル会計基準審議会の（根拠）の（分類）でも触れているが，その他の包括利益の属性の不明確さを指摘するのであれば「利用を拡大すること」を支持しないのではなく，判断ができないとして回答を保留すべきである。この点において不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠２）

「負債が売買目的である場合を除いて，一般的に企業は負債の信用リスクの変動の影響を

実現させることはないであろう。そしてそれらの影響は損益に反映させるべきではないというのが，IASB の提案したアプローチの正当化の根拠であると IASB 拡張計画から受取ったフィードバックは示している。同じことが，IAS 第37号に従って測定された引当金に言えるかもしれない。しかし公開草案（2010/4）において IASB は引当金を取扱っていない。これは OCI（その他の包括利益）で公正価値変動の一部を表示する有効な根拠とはなっていないと，AASB（オーストラリア会計基準審議会）は考える。どちらかと言えば，OCI（その他の包括利益）で全ての公正価値変動を表示するかあるいは全く表示しない（それは原価モデルを利用することであるが）ことへの賛成論である。」（CL67. AppendixA. p3. par9）

（分類）不完全実証的根拠

元となっている IASB の正当化の根拠である「一般的に企業は負債の信用リスクの変動の影響は実現させることはないであろう」（CL67. AppendixA. p3. par9）という部分は，実証的な資料に基づく根拠が示されていないため不完全実証的根拠であるといえる。ここではその根拠に依拠しているため不完全実証的根拠であるといえる。

（根拠３）

「FASB 公開草案 金融商品会計，デリバティブ商品およびヘッジ活動会計の改訂（FASB 公開草案）は，金融負債の公正価値変動は，企業のビジネスモデルによって損益あるいは OCI（その他の包括利益）に表示することができると提案している。それは FVTPL（損益を通して公正価値で評価する）で測定する金融負債については，公正価値変動はすべて損益で認識され，重要な信用状態の変動は分離して損益内で特定されるということである。一方で，OCI を通して公正価値で測定される金融負債（FVTOCI）については，すべての公正価値変動が OCI で表示され，重要な信用状況の変動の結果生じる部分の区分された OCI 内での表示が伴うものである。これらの提案は，信用リスクによる公正価値の変動の場所を変えるわけではない。そのため FVTPL かあるいは FVTOCI かのいずれかの測定属性に対して依然として忠実である。その結果，公正価値測定の属性の適用において，FASB の提案は IASB の提案よりも一貫していると AASB（オーストラリア会計基準審議会）は考える」（CL67. AppendixA. p3. par10）

（分類）普遍的論理的根拠

上記（根拠３）の要旨は，損益を通して公正価値で評価する負債の変動を，損益で認識

しないことは一貫性がないという点であると解される。確かにIAS第39号において公正価値オプションの対象となっているのは「損益を通して公正価値により測定される金融負債」（2010年版IAS39. par.9）である。そのため公正価値の変動の一部をその他の包括利益で表示することは矛盾するものである。特に一段階アプローチを考えれば，公正価値変動の一部については全く損益を通さないこととなる。そのため上記の反対の根拠は普遍的論理的根拠であるといえる。

（根拠４）

「IFRSsを適用する企業が存在し，各々の企業の（FVTPLに指定された）金融資産と金融負債は，信用度という同じ原因によって影響を受けることをAASB（オーストラリア会計基準審議会）は指摘する。例えばある企業では，特定の資産によって保証された負債を持ち，同じ信用リスクが負債と資産の両方の公正価値に影響する。そのため信用リスクの変動の影響が，大きく他方を相殺するかもしれない。同様に一つの政府の信用の変動によって，ある企業の金融負債と資産が影響される。そのため政府の信用度の変動に関連する信用リスクの変動は，企業の金融資産と金融負債に影響し，その結果一方を大きく相殺するであろう。これらの場合では，OCIで金融負債のみに関連する信用リスクを認識することとは区分して，純損益への影響を報告することは不適切であろう。この区分した表示は，（公開草案（2010/4）の目的に矛盾する）表面的に増加させた損益の不安定さをもたらす結果となるであろうのみならず，貸し手が曝されている金融リスクの有用な反映を提供しないであろう。これらの状況は，公開草案（2010/4）の基礎をなす非対称的な考え方の危険性を示す。」（CL67. AppendixA. p4. par12）

（分類）不完全実証的根拠

前半部分は，信用の変動の金融資産と金融負債に対する影響の相殺を根拠として，公正価値オプションの指定を受けた金融負債の公正価値の変動の一部のみを，その他の包括利益で表示することは，同じく公正価値オプションの指定を受けた金融資産との対応で不適切であるとの主張であると解される。しかし相殺されるという事実について，実証的な資料に基づく根拠が示されていないため不完全実証的根拠であるといえる。また後半部分における損益の不安定さと，金融リスクの有用な反映を提供しないことに関しても，同様に実証的な資料に基づく根拠が示されていないため不完全実証的根拠であるといえる。

・CL74 会計監査局（スペイン）

質問１には「賛成」（CL74.p2）している。質問２には明確に反対していないが，回答内容から反対であると解される。また質問３には「賛成」（CL74.p3）している。以上から公開草案（2010）の提案に賛成していると解される。

（根拠１）

「金融資産の保有者の観点からすれば，『信用リスク』という語句は，企業が債権および他の金融資産の回収ができない可能性に言及するものである。債務者の観点からの「信用リスク」はその債務を支払わない可能性である。双方の語句は概念的に異なるものであり，異なる会計上の取扱いがなされるべきである。結果としての資産と負債の信用リスクの異なる取扱いによる会計上の不一致は，会計上の保守主義の適用，および金融資産と金融負債の信用リスクに関する報告企業についての異なる意味合いの，明確な結果である。」（CL74.p2）

（分類）不完全論理的根拠

これは，質問２に反対する根拠であり，すべての負債の信用リスクを損益に計上しないことに対する根拠であると解される。概念的に同じものは同じ会計上の取扱いがなされるべきである。しかしそれが概念的に異なるものが，異なる取扱いをすべきであるということにはならない。例えばIAS第１号第７項に示されている，その他の包括利益に含まれるとされている項目は，概念的に異なるものでも同じような取扱いがなされ，その他の包括利益に含まれる。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠２）

「負債の信用リスクの変動に起因する公正価値変動部分の情報は，財務諸表利用者にとって有用となると解している。」（CL74.p3）

（分類）不完全実証的根拠

財務諸表利用者に有用であるという事実について，実証的な資料に基づく根拠が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

・CL90 会計基準審議会（カナダ）

質問１，質問２および質問３の回答は全て「反対」であり（CL90.p4），公開草案

（2010）の提案に反対していると解される。また「金融商品の信用リスクの変動による金融負債の公正価値の変動は，企業の損益の中で報告されるべきである」としている。（CL90.p1-p2）。すなわち自己の信用リスクの変動に起因する部分も含めて，損益で表示することを主張している。

（根拠１）

「我々が推奨するように，全ての信用リスクを純損益で含めるようにする場合，審議会にとって，提案に単に基準に複雑さを増大させるような，例外を含めるようにする必要性がなくなる。」（CL90.p4）

（分類）不完全論理的根拠

この前に「金融負債に対して公正価値オプションを利用することを決定することは，償還期間にわたって収益を認識する時期に影響するが，金額には影響させるべきではない。」（CL90.p4）としている。そのためその他の包括利益で公正価値の変動を表示することに反対する根拠であると解される。その他の包括利益での表示によって複雑さを増大させることが望ましくない根拠が示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠２）

「金融負債の信用リスクは，資産のリスクと信用リスクを裏付ける活動を反映する。いわゆる信用リスクの増大の直観に反する影響は，これらの資産の価値の下落あるいは収益性の減少により，相殺されるであろう。」（CL90.p4）

（分類）不完全実証的根拠

ここで示されている「相殺される」という事実について，実証的な資料に基づく根拠が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

（根拠３）

「公正価値オプションが，公正価値基準で管理される負債，あるいは組込デリバティブの個々の測定が信頼性をもって可能ではない場合の複合負債に適用された場合，信用リスク部分の分離は意味がないと我々は考える。前者の場合，経営者によって評価されるのは金融商品全体の公正価値であり，任意に決められた部分ではない。」（CL90.p4）

（分類）不完全実証的根拠

ここで「経営者によって評価される」のが「金融商品全体の公正価値」であることについて，実証的な資料に基づく根拠が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

（根拠４）

「純利益で認識すべき科目とその他の包括利益で認識すべき科目を区分することについて，明確に定義され一貫して適用される原則は存在しない。」（CL90. p4）

（分類）不完全論理的根拠

その他の包括利益について，その性格が明確でないことを根拠としている回答として，CL4 イスラエル会計基準審議会の回答および CL67 オーストラリア会計基準審議会の回答などがある。しかしこれらの回答では，その他の包括利益の利用を拡大することに反対している。一方，上記の回答では拡大することに反対するとはしておらず，その他の包括利益の利用に絶対的に反対であると解される。「明確に定義され一貫して適用される原則は存在しない。」（CL90. p4）ものであれば，判断を保留し回答すべきではないと考えられる。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

・CL103ノルウェー会計基準審議会

質問１，質問２および質問３の回答は全て「反対」（CL103. p3）である。このため公開草案（2010）の提案に反対であると解されるが，自己の信用リスクの変動に基づく公正価値の変動部分を損益で表示することについて明確に支持していない。また公正価値で評価すること自体については，質問１の回答において「公正価値オプションのもとで指定された負債の信用リスクの価値変動による公正価値変動」（CL103. p3）としていることから，支持していない訳ではないと解される。

（根拠１）

「OCI（その他の包括利益）の利用が何であるべきかという広範囲の議論を IASB が行う前に，OCI の利用を拡大することに我々は賛成しない。」（CL103. p3）

（分類）不完全論理的根拠

CL4 イスラエル会計基準審議会の回答および CL67 オーストラリア会計基準審議会の回

答の根拠でも述べたように，「拡大する」という公開草案（2010）以前の使用を許容するような表現ではなく，回答を保留すべきである。この点において不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠２）

「新しい表示方法を導入する提案された解決方法，すなわち金融負債に対してOCI（その他の包括利益）を利用することに複雑さを減少させる精神を我々は見出さない。」（CL103.p3）

（分類）不完全論理的根拠

質問１に対する回答の根拠である。確かに負債の信用リスクの価値変動による公正価値変動をその他の包括利益で表示することが，全額を損益で表示することに比べて相対的に複雑であるが，どの程度まで複雑さが許容されるのかが明確に示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠３）

「公正価値オプションのもとで指定された一部の負債の公正価値の変動全額を損益で報告されるようにし，他の負債については損益とOCIとの間で分割をするようにすることによって，さらなる複雑さを導入することに我々は賛成しない。」（CL103.p3）

（分類）不完全論理的根拠

質問２に対する回答の根拠である。上記の質問１に対する回答の根拠と同様に，どの程度まで複雑さが許容されるのかが明確に示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

・CL114 マレーシア会計基準審議会

質問２で示されている代替案に「賛成する」（CL114.p2）がその根拠を示していない。また質問３で「負債の信用リスクの変動をその他の包括利益（OCI）で表示する提案」（CL114.p2）に「賛成している」（CL114.p2）。

（根拠１）

「これらの公正価値の変動は，例えば外貨換算準備金などOCI（その他の包括利益）に含

まれる既に存在する科目と類似すると，我々は考えている。」（CL114.p2）

（分類）不完全論理的根拠

質問３に対する回答の根拠であるが，既に存在する科目との類似性について証明がなされていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

・CL116 イタリア会計機構

質問１および質問２に対して「負債の信用リスクの変動は損益に影響させるべきではないということに賛成する。」（CL116.p2）としている。また質問３に対して「OCI で自身の信用リスクの変動を認識することに賛成しない。」（CL116.p2）としている。

なお前文において「凍結信用格差アプローチは，『直観に反する』自身の信用リスクの変動によって，財政状態計算書あるいは包括利益計算書が影響されないことを保証する唯一の方法である。金融負債に対する現状の会計モデルにおいて改善を示すこの会計上の取扱を，イタリア会計機構は支持する。」としており全面凍結信用方式を支持していると解される（CL116.p2）。

（根拠１）

「直観に反する」（CL116.p1）

（分類）不完全論理的根拠／不完全実証的根拠

上記 CL6 の（根拠）の（分類）でも触れたように，「直観に反する」という根拠は，不完全論理的根拠でもあり不完全実証的根拠である。

（根拠２）

「公正価値オプションの利用は，財政状態計算書における金融負債または金融資産の一群，および公正価値基準で管理されている金融負債の表示の必要性に対応するものである。これは包括利益計算書上における，金融資産と金融負債の公正価値変動からの影響が，同等であるということを意味しない。例えば債務者の信用状態の変動の結果としての資産の公正価値の変動は，同様の負債の公正価値変動を意味しない。また一方で損益計算における会計上の不一致は正当化される。」（CL116.p2）

（分類）不完全実証的根拠

質問１および質問２に対する回答の根拠であるが，ここで前提となっている公正価値オプションの利用が，上記の根拠にあるように財政状態計算書における表示の必要性によるものであるという，実証的な資料に基づく根拠が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

（根拠３）

「自身の信用リスクの変動による不安定さに関連する問題は，損益から包括利益計算書と持分に移されただけであり，今のところ，いわゆる『直観に反する』影響に関する懸念は残っている。」（CL116. p2）

（分類）不完全論理的根拠

質問３に対する回答の根拠である。上記（根拠１）でも触れたように，「直観に反する」という根拠は，不完全論理的根拠でもあり不完全実証的根拠であるといえる。

（根拠４）

「損益に影響しない科目の残りの区分としてだけ OCI を利用することに，イタリア会計機構は合意しないということを指摘することと関係する。財政状態計算書に含まれるどの項目の価値の変動が，OCI に影響すべきであるのかとその理由をはっきりさせるフレームワークを，IASB は開発すべきである。」（CL116. p2）

（分類）不完全論理的根拠

質問３に対する回答の根拠である。しかしもともと全面凍結信用方式を支持しているが，これは自己の信用リスクの変動に起因する金融負債の公正価値の変動を認識しないことを支持することである。そのためその他の包括利益の表示の是非に関しては見解を述べるべきではない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

・CL122 シンガポール会計基準審議会

質問１に「賛成」（CL122. p1）しているが，「会計上の不一致の場合を除いて」（CL122. p1）としていることから，質問１に反対であり質問２に賛成であると解される。ただしその根拠は示されていない。質問３については，賛成あるいは反対を明確に示していないが「企業の業績を測定し報告することにおいて，OCI（その他の包括利益）の目的および

役割の明確さが欠けていることへの懸念を我々は強調したい。」（CL122.p2）としている。また「財務報告における OCI の利用の増加とともに，財務諸表の表示に関する現在進行中のプロジェクトを迅速に処理し，OCI における表示科目の包括的な見直しを行うべきであると我々は強く考える。具体的には，(1) OCI 科目の特性，(2) OCI で科目を表示することは何を意味するのか，(3) OCI に表示されるべき科目の類型を，審議会は検討すべきである。」（CL122.p2）としている。そのため自己の信用リスクの変動に基づく公正価値の変動部分の表示については，回答を保留していると解される。

・CL128 韓国会計基準審議会

質問 1 に対する回答において「基本的に，公正価値オプションのもとで指定された負債全てについて，負債の信用リスクの変動が損益に影響しないということに賛成する。」（CL128.p3）としている。一方で質問 2 に対する回答において「会計上の不一致を避けるために報告企業が，公正価値オプションのもとで金融負債を指定する意図がある場合，負債の信用リスクの変動は，損益として認識することを許容すべきである。」（CL128.p4）としている。これらの回答から質問 2 に賛成していると解される。また質問 3 に対する回答では「負債の信用リスクの変動に起因する公正価値変動部分は，そのような取扱いが損益において不一致を作り出さない場合のみ，その他の包括利益で表示すべきである。」（CL128.p4）として賛成している。

（根拠 1）

「企業の財政状態が悪化し信用リスクが増加しているにも拘わらず，利得を報告することは直観に反し財務諸表利用者を誤った方向に導く。利得は企業の財政状態が改善された結果生じるべきである。」（CL128.p3）

（分類）不完全論理的根拠／不完全実証的根拠

質問 1 に対する回答の根拠である。直観に反するという根拠は，すでに上記 CL6 でも触れたように，不完全論理的根拠でもあり不完全実証的根拠であるといえる。

（根拠 2）

「全ての公正価値変動の（損益での）認識は，企業間の比較不可能性を引き起こすかもしれないと我々は考えるが，それは公正価値オプションの目的と一貫すると我々は考える。」（CL128.p4）

（分類）不完全論理的根拠

質問２に対する回答の根拠である。公正価値オプションの目的を根拠としている。しかし公正価値オプションの目的およびその根拠を示していない。確かにIAS第39号の規定によれば公正価値オプションの指定要件として「そのようにしなければ，負債の測定あるいは負債から生じる利得および損失の認識を，異なる基準で行うこととなるであろう測定または認識の不一致（時として会計上の不一致として言及されるもの）を取り除くか著しく軽減する場合」（2010年版IAS39.par.9）を挙げている。しかしその目的が企業間比較であるとは明示していない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

・CL138 メキシコ財務報告基準調査審議会

質問１および質問３に賛成し質問２に反対している（CL138.p3）ことから，公開草案（2010）の提案に賛成していると解される。

（根拠１）

「負債の価値の変動を損益に影響させない根拠は，新しい会計目的概念である財の移転理論に基づく。この概念が一般に受け入れられるようになると仮定すれば，そのような影響の変動をその他の包括利益に含める根拠は存在する。」（CL138.p3）

（分類）不完全論理的根拠

質問１に賛成する根拠である。財の移転については（安井一浩2012b.34-36）で取り上げている。信用リスクの悪化により負債の公正価値が減少した場合に，財が負債の保有者である債権者から，持分の保有者である出資者に移転すると考えると解される。しかしその考え方について，普遍性があるとは言えないというのが（安井一浩2012b.34-36）における筆者の指摘である。その点から不完全論理的根拠であるといえる。またその他の包括利益に含める根拠については説明されていない。この点からも不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠２）

「デリバティブ金融商品および売買目的負債の影響は，損益に影響させるべきである。これは売買目的の場合，経営者はなぜ金融負債の公正価値が変動するかに興味はなく，資産に対するように，市場価値の変動による利益を得ることに興味があるという事実に基づく。また実務的な意味合いでは，頻繁に購入あるいは売却される証券における自身の

信用リスクの影響を，測定することを試みることが，やや困難であるかもしれない。」（CL138.p3）

（分類）不完全論理的根拠／不完全実証的根拠

質問２に対する回答の根拠である。公開草案（2010）では公正価値オプションを適用した負債を対象としているが，売買目的負債を対象としていない。質問に対する回答の根拠としては不適切である。また「経営者がなぜ金融負債の公正価値が変動するかに興味はなく」（CL138.p3）および「頻繁に購入あるいは売却される証券における自身の信用リスクの影響を，測定することを試みることが，やや困難であるかもしれない。」（CL138.p3）の部分は，実証的な資料に基づく根拠が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

3.4 質問６の回答および根拠の分類

質問６は，自己の信用リスクの変動に起因する金融負債の公正価値の変動部分を，直接持分に計上することの是非を問うものであるが，これに対する回答および回答の根拠の要旨は（表 3-2）のとおりである。

（表 3-2）に示されたように，示された回答は全て「反対」であった。また反対の根拠は，持分所有者との取引ではないとしたものが12通であった。このうち IAS 第１号に規定された持分所有者との取引ではないとしたものは，CL116 イタリア会計機構および CL122 シンガポール会計基準審議会の回答の２通であった。

IAS 第１号において「包括利益合計とは，持分保有者との保有者としての地位における取引の結果生じた変動以外の，取引およびその他の事象から生じた一期間の持分の変動をいう。」（2010年版 IAS1.par7）と規定されている。また包括利益合計額は包括利益計算書に表示されると規定されている（2010年版 IAS1.par82）。さらに持分変動計算書において持分の各要素としてその変動額を示すものとして「持分保有者との保有者としての地位における取引」（2010年版 IAS1.par104.(d).(ⅲ)）を挙げている。ここから包括利益計算書に表示されず持分に直接計上されるのは「持分保有者との保有者としての地位における取引の結果生じた変動」のみであると解される。

以上から自己の信用リスクの変動に起因する金融負債の公正価値の変動は，持分保有者との保有者としての地位における取引ではないことから，持分に直接計上するべきではないとの根拠が得られるが，これは IAS 第１号を前提とすれば，常に成立することから普遍的論理的根拠であるといえる。

（表 3-2）

No	組織名称（日本語訳）	回答	回答の根拠の要旨
CL4	イスラエル会計基準審議会	なし	－
CL5	スウェーデン財務報告審議会	なし	－
CL6	会計基準審議会（イギリス）	反対	持分所有者との取引ではないため（CL6.p4. Appendix.par6）
CL9	オーストリア財務報告監査委員会	反対	持分所有者との取引ではないため（CL9.p3）
CL25	オランダ会計基準審議会	反対	持分所有者との取引ではないため（CL25.p3,CL105.p8.par28）
CL26	ドイツ会計基準委員会	反対	持分所有者との取引ではないため（CL26.p4）
CL38	会計基準局（フランス）	反対	凍結信用方式を支持するため（CL38.p4）
CL59	中国会計基準委員会	反対	持分所有者との取引ではないため（CL59.p5）
CL61	企業会計基準委員会（日本）	反対	持分所有者との取引ではないため（CL61.p3.par9）
CL67	オーストラリア会計基準審議会	反対	持分所有者との取引ではないため（CL67. AppendixA.p 4.par15）
CL74	会計監査局（スペイン）	反対	持分所有者との取引ではないため（CL74.p3）
CL90	会計基準審議会（カナダ）	反対	理由提示なし（CL90.p5）
CL103	ノルウェー会計基準審議会	反対	持分所有者との取引ではないため（CL103.p4）
CL114	マレーシア会計基準審議会	反対	公開草案の結論の背景に示された根拠が持分保有者に直観的に理解できない（CL114.p2-p3）
CL116	イタリア会計機構	反対	IAS 第１号に規定された持分所有者との取引ではないため（CL116.p3）
CL122	シンガポール会計基準審議会	反対	IAS 第１号に規定された持分所有者との取引ではないため（CL122.p3）
CL128	韓国会計基準審議会	反対	理由提示なし（CL128.p5）
CL138	メキシコ財務報告基準調査審議会	反対	持分所有者との取引ではないため　（CL138.p4）

ただし CL116 イタリア会計機構は**3.1 金融負債の評価および表示方法の分類**において示したように，全面凍結信用方式を支持するものであり，回答全体を考慮すれば，この質問６に回答すべきではなかったともいえる。

残りの10通は，IAS 第１号の上記の規定を前提としていることが推定できるものの，その前提を示していないことから，不完全論理的根拠であるといえる。ただし回答を提出した時点で，上記の IAS 第１号の規定が存在することから，明示されていないものの暗黙的に前提としているとも解される。その点を考慮すれば普遍的論理的根拠であるといえる。

CL38 会計基準局（フランス）の回答では，凍結信用方式を前提としているために，CL116 イタリア会計機構の回答と同様に回答すべきではないと考えられる。

CL114 マレーシア会計基準審議会の回答では，「質問３の回答を参照のこと」（CL114.

p3）とし，質問３の回答において「さらに公開草案の結論の背景において提示されている根拠が，持分保有者に直観的に理解されないため，これらの変動を持分で表示することは，混乱を引き起こすかもしれない。」（CL114. p2）としている。公開草案（2010）BC 第33項では，持分に直接表示することに賛成する者の意見として「審議会がその他の包括利益の問題を包括的に取り扱うまで利用を拡大すべきではない」（公開草案（2010）. p26. parBC33）および「持分で表示することは，負債の信用リスクの変動が負債保有者と持分保有者の間の財の移転を表すという考え方と一貫する」（公開草案（2010）. p27. parBC33）という２つの根拠を挙げている。持分保有者に直観的に理解されない根拠は後者と推測される。財の移転の考え方を，持分保有者が直観的に理解できないことについて，実証的な資料に基づく根拠が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

4 お わ り に

4.1 検出事項

本論文では各国の会計基準設定組織のコメントレターに基づいて，金融負債の公正価値測定に関する議論を見てきた。そこでは普遍的論理的根拠が２つ見られた。１つ目は**3.3 質問１，質問２および質問３の根拠の分類**で取り上げたCL67 オーストラリア会計基準審議会の回答の（**根拠３**）である。ここでは，公正価値オプションの定義から，その他の包括利益に公正価値変動部分の一部を計上することは矛盾するというものである。

２つ目は**3.4 質問６の回答および根拠の分類**で取り上げた CL116 イタリア会計機構および CL122 シンガポール会計基準審議会の回答である。ここでは IAS 第１号から包括利益計算書に表示されず持分に直接計上されるものを導いて，金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する公正価値変動を持分で表示すべきではないとしたものであった。

以上から，普遍的論理的根拠によっている回答は一部に存在することが判明した。**1 本論文の目的**において示したように（安井一浩 2012a）では「普遍的な判断基準が存在しない」（安井一浩 2012a.97）という仮説を提示したが，「存在しない」のではなく「存在する」が限られた範囲であるというのが，本論文の検討の結果である。

また **3.3 質問１，質問２および質問３の根拠の分類**において示した（表 3-1）をみれば回答が分散している。一方で **3.4 質問６の回答および根拠の分類**において示した（表 3-2）では，回答のあるものはすべて「反対」となり一致している。質問６の回答のうち，その根拠を持分所有者との取引ではないとしたもので，IAS 第１号の規定を根拠としていないものがあった。すでに述べたように，これらは IAS 第１号の規定を考慮すれば普遍的論理的根拠であるとみなすことが可能であるかもしれない。この解釈によれば質問６の回答

において普遍的論理的根拠によった場合に，回答は全て「反対」となっている。従って普遍的論理的根拠によった場合には，回答が一致するということが言えよう。

4.2　今後の検討課題

会計基準の設定および改訂を議論する場合には，フレームワークの第１項に示された目的からフレームワークをその前提とすべきであるといえる。しかしフレームワークを前提として普遍的論理的根拠を示した例はなかった。本論文の検討範囲においてではあるが，フレームワークの有効性についてやはり疑問があるといえよう。この点について今後の検討課題としたい。

論理的な根拠を示すことが不可能である場合には，実証的な根拠を示す必要があると筆者は考えるが，定量的実証的根拠を示した回答はなかった。各国の会計基準設定組織が回答を作成するにあたり，定量的な資料に基づいていることをここでは否定できないが，少なくとも回答においてそれは示されていない。そのような資料の存在の調査について今後の課題としたい。

注

1）凍結信用方式は当初認識時の信用スプレッドを固定し，当初認識後の測定において信用スプレッド部分以外の変動のみを，負債評価額に反映させる方法である。

2）公開草案（2010）では，金融負債の公正価値変動部分を最初に全額損益に計上し，その後，信用リスクの変動に起因する部分を控除してその他の包括利益に振り替える二段階アプローチを提案している。厳密には損益にも表示されることとなるが，最終的には損益に影響しないために，ここでは「その他の包括利益に表示する」という分類に含めている。

参　考　文　献

安井一浩．2012a.「国際会計基準審議会草案『金融負債に関する公正価値オプション』に寄せられたコメントレター分析」.『神戸学院大学経営学論集』. Vol.8 No.1・2.: p75-p98

_____．2012b.「IFRS の金融負債規定に関する一考察」.『神戸学院大学経営学論集』. Vol.9 No.1.: p1-p39

IASB.2010a. Exposure Draft: Fair Value Option for Financial Liabilities

____. 2010b. The Conceptual Framework for Financial Reporting

____. 2010c. International Accounting Standard 1 (IAS1): Presentation of Financial Statements

____. 2010d. International Accounting Standard 39 (IAS39): Financial Instruments: Recognition and Measurement

____. 2010e. International Financial Reporting Standard 9 (IFRS9): Financial Instruments

____. 2011a. International Financial Reporting Standard 9 (IFRS9): Financial Instruments

IASC. 1989. Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements

コメントレターについて

本文で取り上げたコメントレターは，IASB ウエブサイト，公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」コメントレターページから入手したものである。
http://www.ifrs.org/Current+Projects/IASB+Projects/Financial+Instruments+A+Replacement+of+IAS+39+Financial+Instruments+Recognitio/Phase+I+-+Classification+and+measurement/Exposure+draft+on+fair+value+option/Comment+letters/Comment+letters.htm
（2010年10月３日～10月９日ダウンロード）

なお（表 2-1）で示した№は上記ウエブサイト上において付されたものである。本文中において引用する場合は当該№によって示している。ページ数についてはコメントレターに付されている場合には，当該ページ数を示した。コメントレターに付されていない場合には，PDF ファイルが表示するページ数を示した。また paragraphNo. が付されているものは示したが，付されていないものはページ数までとした。

組織名称はコメントレターに記載されているものによっており，コメントレター提出時の名称となっている。組織名称の日本語訳は，コメントレターに記載されている英語名あるいは各国の原語名をもとに筆者が日本語に訳したものである。組織名称に国名が含まれない場合には，括弧で国名を付しているが，国名は略称もしくは通称である。なお日本の企業会計基準委員会については，英語名を訳せば日本企業会計基準委員会となるが，日本名が企業会計基準委員会であるため企業会計基準委員会（日本）とした。